

6. コカイン

Q31. コカインとは…？

A：コカインは、南米に自生するコカの葉の中に含まれる成分のひとつで、1860年にドイツのアルベルト・ニューマンにより単離され、コカインと命名されました。

無色の結晶または白色の結晶粉末で、無臭、苦味があります。

乾燥したコカの葉の中には、0.6～1.8%のコカインが含まれます。通常、1kgの塩酸コカインを作るには250～500kgのコカ葉が必要であるとされます。コカのほとんどは、南米コロンビア、ペルー、ボリビアの3国で栽培されており、その多くがコロンビアにある密造工場に運ばれてコカインが作られ、密輸されます。

その大半をコロンビアの薬物犯罪組織が支配しているといわれています。

コカイン単離後の19世紀末、欧州ではコカ葉入りのワイン(マリアーニワイン)が爆発的に売れ、20世紀に入ると米国でコカ・コーラも誕生しました。

日本では、コカイン乱用の大きな流行はありませんでした。しかし、米国では、社交界で経鼻的に吸入する乱用が始まりだったため、コカイン乱用には上流社会のイメージがありました。

1980年代に安価なクラックが出回ると大流行しました。

「麻薬及び向精神薬取締法」により麻薬として規制されています。

- * コカ葉は、インカでは「神の恵み」と称され、飢えや渇きに苦しむことなく困難な環境、苛酷な労働に耐えられるように、神が授けてくれた薬用植物であると尊ばれてきた歴史があります。
- * クラックは、塩酸コカインと重曹を混合処理して作るコカインの遊離塩基で、1985年頃からコカインの新型として登場しました。乱用時「パチパチ」と音がすることやひび割れをおこすことからクラックと名付けられたといわれています。加熱吸入型に適し、安価であること、速効性であることから、爆発的に流行しました。

Q32. コカインを乱用すると、どうなるのですか…？

A：コカインは、覚せい剤と同様に中枢神経興奮作用をもち、気分が高揚したり、眠気や疲労感がなくなったように感じたり、身体が軽く感じたり、腕力や知力がついたように錯覚したりします。

しかし、コカインの作用持続時間は約30分と短いため、精神依存が形成されると1日に何度も乱用するようになります。コカインは精神依存が桁外れに強く、薬物依存状態になると、けいれん発作や入手のための薬物探索行動(借金、窃盗事件など)が頻回に現れるようになり、覚せい剤と同様の症状(幻覚や虫が皮膚内を動き回っているような不快な感覚に襲われるなど)が現れます。

一度に大量のコカインを摂取すると、呼吸麻痺や心停止により死亡することもあります。

- * 乱用方法は、経鼻的に吸引する方法が一般的です。コカインは、その構造から分解されやすいため、経口摂取では消化管内で分解されてしまい、吸煙では熱で分解されてしまいます。また、静脈内注射では、急激な作用(ラッシュ)があるため大変危険です。経鼻的吸引では、鼻粘膜から速やかに吸収され、作用が現れますが、この方法も鼻に穴があくなどの危険があります。

表 比率累進法による精神依存性の強さ

乱用される薬物名	レバー押しの回数
ニコチン	800～1,600
ジアゼパム	950～3,200
アルコール	1,600～6,400
モルヒネ	1,600～6,400
アンフェタミン	2,690～4,530
コカイン	6,400～12,800
モルヒネ(身体依存)	6,400～12,800

注)比率累進試験法とは、レバーを押すことにより快感を得られる目的の薬物が血管内に入るようにカールを付けられたレバーを用い、1回の薬物を得るために必要なレバー押しの回数を累進的にあげていき、レバー押しを断念する直前の回数をもって精神依存性惹起作用の強さを策定するもの。

Q33. コカインを治療薬として使用することはありますか？

A：コカインは、刺激のない濃度で局所麻酔作用があり、表面麻酔に用いられます。粘膜への適用により知覚神経末梢を速やかに麻痺させます。

塩酸コカイン(コカイン塩酸塩)の粘膜、点眼、外用剤が治療薬として用いられています。

しかし、副作用のため、現在ではあまり使われなくなりました。

7. ヘロイン・あへん

Q34. ヘロインとは…?

A：ヘロインは、けしを原料とした薬物で、あへんから抽出したモルヒネに無水酢酸で2個のアセチル基をつけて合成した薬物です。「麻薬及び向精神薬取締法」で麻薬として規制されています。ヘロイン中の2個のアセチル基は、ヘロインが血液から脳へ移行する血液・脳関門の通過を促進する働きがあり、モルヒネより協力で早く作用し、3～10倍強い鎮痛や多幸感などの作用を示します。脳内では、2個のアセチル基がはずれてモルヒネとして作用するため、モルヒネよりさらに強い依存性を示します。

純粋なヘロインは、白色粉末ですが、純度の低いものでは灰色や灰褐色のものもあり、粉末のほかに棒状、粒状等さまざまな形状のものがあります。一般的に無臭ですが、中には酢酸臭のあるものもあります。

* 「ヘロイン」という名称は、1989年（明治31年）ドイツのバイエル社から発売された鎮痛薬の商品名に由来すると言われていました。

Q35. ヘロインを乱用すると、どうなるのですか…?

A：ヘロインには、神経を抑制する作用があり、乱用すると強い陶酔感が得られることから、このような快感が忘れられずに乱用を繰り返すようになり、その結果強い精神的依存が形成されます。さらに、強い身体的依存も形成され、2～3時間ごとに使用しなければ、体中の筋肉に激痛が走り、骨がバラバラになって飛散するかと思うほどの痛み、悪寒、嘔吐、湿疹などの激しい禁断症状に苦しむこととなります。あまりの苦しさから精神に異常をきたすこともあると言います。

また、大量に摂取すると、呼吸困難、昏睡ののち死に至ります。

ヘロインは、心身への影響が非常に強く、危険なことから、一切の使用が禁止されています。

* 乱用方法には、静脈注射のほか、火であぶって吸煙する方法、吸引具により吸引する方法、経口による方法などがあります。

Q36. あへんとは…?

A：あへんは、けしから採取した液汁を凝固させたものです。黒褐色で特有の臭気（アンモニア臭）と苦味があります。

原料であるけしの栽培やあへんの採取、あへん及びけしがら（けしの麻薬を抽出することができる部分）の輸出入、所持等は「あへん法」により規制されています。

Q37. あへんを乱用すると、どうなるのですか…?

A：あへんには、神経を抑制する作用があり、乱用すると強い陶酔感が得られます。精神的、身体的依存を生じやすく、常用すると慢性中毒となって、脱力感、倦怠感を感じるようになり、やがて精神錯乱を伴う衰弱状態に至ります。

* 乱用方法は、調整したあへん煙膏として特殊なキセルに塗って炎にかざし、出てきた煙を吸引する方法や経口による方法があります。

* あへん(Opium)の名の由来は、ギリシャ語のけし汁(Opion)によると言われています。紀元前4000年頃から利用されていて、「けし(poppy)は喜びの草(joy plant)」との記述が残っています。紀元前3世紀のTheophrastusがその著作の中であへんの副作用にふれ、習慣性と禁断症状についても述べています。中世、アラブでは鎮静、鎮痛、赤痢の治療に用いられたといい、アラブ商人によって東洋に紹介されたと言われています。欧州では、16世紀ドイツの医師Paracelsusがあへん製剤を「ラウダヌム」と命名、躁病やさまざまな病気に広く用いられるようになりました。1803年ドイツの薬剤師Serturmerがあへんからアルカロイドを単離し、モルヒネと命名、名の由来は、ギリシャの夢の神(Morpheus)によると言われています。その30年後、コデインが単離され、1874年ヘロインが合成されました。

8. MDMA・MDA

Q38. MDMA・MDAとは…?

A：MDMA・MDAは、ともに覚せい剤と似た化学構造を有する薬物で、けしやコカ等の植物からではなく、他の化学薬品から合成された麻薬の一種です。

「麻薬及び向精神薬取締法」で麻薬として規制されています。

MDMA（メチレンジオキシメタンフェタミン）：

3,4-Methylene-dioxyamphetamine）は、別名エクスタシー、XTC、ADAM等と呼ばれ、本来は白色粉末ですが、多くは着色され、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されています。欧米で広く乱用されている薬物です。

MDA（メチレンジオキシアンフェタミン）：

3,4-Methylene-dioxyamphetamine）は、別名ラブドラッグ等と呼ばれ、本来は白色粉末であるが、その純度によって黄色や茶色のものがあります。MDMAと同じく錠剤の形で密売されています。

これらの薬物は、デザイナー・ドラッグ (designer drugs) と呼ばれ、多くの類似物質が世界中の闇市場に出回っています。

- * MDAは、1910年にドイツで合成され、その3年後にMDMAの製造特許が降りています。これらは食欲抑制剤として開発されましたが、その副作用のために市場に出ることはありませんでした。ところが1960年後半、米国西海岸一帯でピッピー族中心に乱用されるようになりました。米国では1970年MDAを法規制しましたが、MDMAは法規制されずに、一部の精神分析医が患者を多弁にし、感情移入を促進し、抵抗感を和らげるとして使用するようになりました。特に、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) の治療に用いられたと言われています。

1980年代に入ると、「レイブ (rave)」と称される特有のダンスパーティーと結びついて、米国、イギリス、欧州の若者の間で乱用が拡大していきました。

1986年国際的に規制されるようになりました。

Q39. MDMA・MDAを乱用すると、どうなるのですか…?

A：MDMAとMDAの薬理作用は類似しており、視覚、聴覚を変化させる作用があり、幸福な気分になったり、他人に対する親近感が増したりするといわれている反面、不安や不眠に悩まされることもあります。

また、強い精神的依存性があり、乱用を続けると錯乱状態に陥ることがあるほか、腎臓・肝臓の機能障害や記憶障害等の症状も現れます。

MDMAは、セロトニン神経終末からのセロトニン放出を増大するとともに、セロトニン受容体に結合し、シナプス間隙でのセロトニン濃度を増加させます。動物実験によれば、ほんの数日間MDMAに暴露されただけでも6~7年にわたってセロトニン神経終末に障害が残るとの報告があり、ヒトの脳内においても長期間にわたり障害が残る可能性が示唆されています。

また、MDMAの依存形成については、MDMAを乱用する若者の半数近くが「依存症」の診断基準に合致するとの報告があり、高い率で依存をもたらす可能性があると言われています。

- * 乱用方法は、経口によります。

図 MDMA

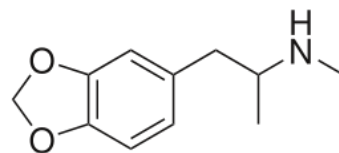
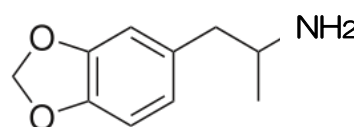


図 MDA

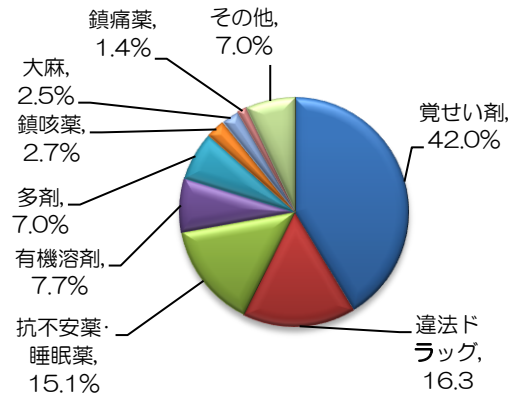


9. 向精神薬

Q40. 向精神薬とは・・・？

A：向精神薬は、中枢神経系に作用して精神機能に影響を及ぼす物質で、その薬理作用によって鎮痛剤系と興奮剤系に大別されています。そのほとんどが医薬品として流通していますが、医師の指示によらずに乱用すると、感情が不安定になったり、判断力がにぶったり、歩行失調になったりします。そのため不正な取引は「麻薬及び向精神薬取締法」により規制されています。右図は、薬物関連障害の患者が入院・通院する原因となった乱用薬物の比率を示したものです。乱用薬物として以前トップを占めているのは、覚せい剤ですが、第2位は最近急激に乱用が増加している違法ドラッグ、次いで第3位が医療用薬の抗不安薬や睡眠薬などの向精神薬でした。しかし、同じ薬物関連障害の患者でも、覚せい剤関連障害患者と抗不安薬・睡眠薬関連障害患者では、異なる臨床的特徴をもっていることが報告(下表)されています。

図 入院・通院原因となった主たる乱用薬



薬物乱用についての調査結果概要から
(和田清: 国立精神・神経医療センター, 2012)

	抗不安薬・睡眠薬関連障害患者	覚せい剤関連障害患者
初回乱用の動機・理由	不安・不眠・抑うつ気分の軽減、自暴自棄になって	誘われて、好奇心・興味から、刺激を求めて
性差	女性の比率が高い	-
年齢層	比較的若年	-
入手経路	精神科医師・身体科医師、薬局	密売人、不明
暴力団・非行グループと関係ある者 逮捕・補導歴のある者	顕著に少ない	多い

Q41. 向精神薬はどのようにして乱用されるのですか・・・？

A：向精神薬の中で最も多く乱用されるのは抗不安薬・睡眠薬で、医療上の使用量より多く服用するとか、アルコールと一緒に服用するなどの方法により乱用されます。当初は、不安や不眠を軽減したいために乱用するようになりますが、次第に中枢神経抑制効果による一時的な快感（もうろうとした状態）を得るために乱用するようになり、使用量が増えていきます。過量服用が続くと、自傷行為や自殺企画など自殺関連行動を引き起こす可能性が高くなるのも特徴のひとつです。抗不安薬・睡眠薬のなかでも乱用リスクが高いとされているのがベンゾジアゼピン(BZ)系薬剤です。BZ系薬剤は、1970年代にはその乱用や依存が問題化し、1980年代に入ると常用量による依存も指摘されています。過量服用による致死性が低い一方で、衝動的な自殺関連行動を引き起こす可能性があり、ときには攻撃的な行動を引き起こすこともあります。乱用のために抗不安薬・睡眠薬を入手するためには、複数の医療機関から処方してもらって入手する(ドラッグショッピング)方法やインターネットを利用した方法(密売)が報告されています。日本では、BZ系薬剤は精神科に限らずあらゆる科から処方されており、欧米に比べて6~20倍の処方件数があると報告されています。処方されたBZ系薬剤が、乱用や依存を引き起こすことなく適切に使用されるように管理・指導が必要です。安全な使用のために、薬剤師による薬剤管理指導に期待が寄せられています。また、向精神薬の中でも興奮剤系とされる薬で乱用されているのは、メチルフェニデート(商品名リタリン)があります。これは覚せい剤の類似品として乱用されています。また、肥満治療薬マジンドール(商品名サノレックス)をダイエットの特効薬と称して密売されたり、ダイエット用サプリメントに含有して販売されたりした例が報告されています。

10. その他の麻薬

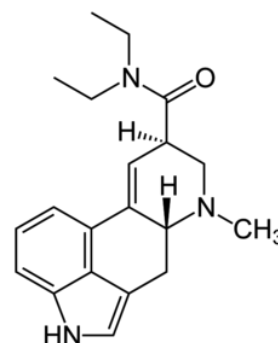
Q42. LSDとは…?

A: LSD (リゼルギン酸ジエチルアミド: Lysergsaurediethylamide) は、合成麻薬の一種で「麻薬及び向精神薬取締法」の規制対象とされています。リゼルギン酸はライ麦に寄生する麦角菌に含まれるアルカロイドで、LSDはこのリゼルギン酸から部分合成されます。水溶液を染み込ませた紙片、錠剤、カプセル、ゼラチン等があり、経口または飲み物とともに飲用する方法で乱用されます。

欧米の若者を中心に乱用されています。

LSDを乱用すると、幻視、幻聴、時間の感覚の欠如等の強烈的な幻覚作用が現れます。特に幻視作用が強く、ほんのわずかな量でも、物の形が変形、巨大化して見えたり、色とりどりの光が見えたりする状態(色彩幻覚)が8~12時間続くといわれます。「音にさわれる」「色がきこえる」などの異常な感覚が体感できるとされて乱用されます。LSDを染み込ませた紙片にはよく音符(♪)印等が印刷されています。また、乱用を続けると、長期にわたって神経障害をきたすとの報告があります。

☒ LSD



Q43. マジックマッシュルームとは…?

A:マジックマッシュルーム(幻覚キノコ)は、麻薬成分のサイロシン、サイロシピンを含有するキノコ類の俗称です。該当するキノコは、多くがモエキタケ科シビレタケ属やヒトヨタケ科ヒカゲタケ属に属し、世界中に多種多様に自生しています。

日本では10種ほど確認されていて、毒キノコと称されています。

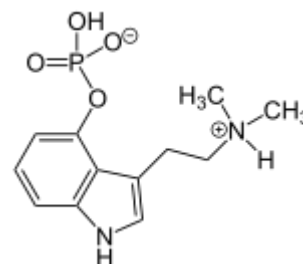
平成14年6月に「麻薬及び向精神薬取締法」の麻薬原料植物として指定され、その栽培、輸入、譲渡、譲受、所持、施用等が禁止されました。

乱用すると、気分不快、嘔吐、めまい、手足のしびれ、全身のふるえなどが現れ、呼吸麻痺で死亡したり、幻覚が現れて攻撃的な行動や自殺を試みたりすることがあります。幻覚作用は、LSDに類似しており、知覚異常の中で事故死する場合もあると報告されています。

サイロシピンを含む幻覚キノコは、古くからバリ島やメキシコなどで宗教儀式に利用されてきたといえます。

サイロシピンの構造は、脳内神経伝達物質であるセロトニンに類似しており、中枢神経系のセロトニン受容体に作用して幻覚や幻聴を引き起こすものと考えられています。また末梢神経系では、セロトニン-ノルアドレナリン経路を介して作用するものと考えられています。

☒ サイロシピン
(シロシピン)

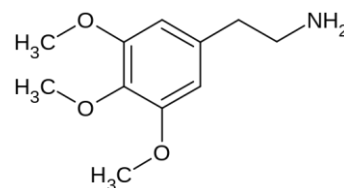


Q44. ペヨーテとは…?

A:ペヨーテは、麻薬成分のメスカリン(3,4,5-トリメトキシフェニルエチルアミン、3,4,5-trimethoxyphenethylamine)を含有するサボテンで、サボテン科エバタマサボテン属に属しています。地上に出ている円盤状の部分を地下の塊茎から切り離し、乾燥させボタン状にしたものを、そのまま噛んだり、あるいは煎じて飲んだりすることによって、幻覚などの精神的効果が得られます。ただし、ペヨーテは非常に苦く、効果が得られる前に吐き気に襲われることが多いといえます。メスカリンの幻覚作用はLSDに類似していますが、その効果はLSDの1/100~1/1,000とされています。

メキシコ・インディアンが古来から宗教儀式の一部として使用し、伝えられてきました。メスカリンは、「麻薬及び向精神薬取締法」により麻薬として規制されています。

☒ メスカリン

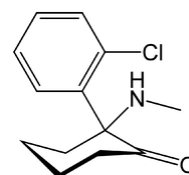


Q45. ケタミンとは…?

A：ケタミン〔2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパンオン〕は、日本においては昭和45年から医薬品(全身麻酔等の導入薬)として市販されましたが、平成19年1月に「麻薬及び向精神薬取締法」の麻薬に指定され輸入、輸出、譲渡、譲受、所持、施用等が規制されるようになりました。

現在は、動物用医薬品(麻酔薬、麻酔銃)として用いられています。ケタミンは、PCPと同様に脳内のNMDA受容体(興奮性アミノ酸神経の受容体)を遮断する働きがあり、大脳皮質の活動を抑制する反面、脳の辺縁系の活動は保たれることから「解離性麻酔薬」と呼ばれています。PCPに代わる麻酔薬として注目されていました。麻酔・鎮痛作用や幻覚作用、血圧降下、頻脈、脳脊髄液圧上昇、脳血流量増加、呼吸抑制等の作用がありますが、乱用すると悪夢や幻覚のほか、臨死体験様の異常体験がみられるとされています。国内では、サイケデリック薬物として「K」、「スペシャルK」、「スーパーK」、「カット」等と呼ばれ、主に粉末が密売されており、国内で押収されたMDMA等錠剤型麻薬にケタミンが混合されている事例も数多く報告されています。また、ケタミンの乱用が原因と考えられる死亡事例も発生しており、アジア、欧州、北米の多くの国々で乱用が深刻な問題となっています。

図 ケタミン



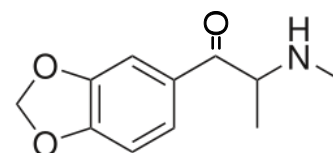
Q46. メチロンとは…?

A：メチロン〔2-(メチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン〕は、MDMAの化学構造の一部が変更されたβ-ケトン誘導体で、「メチ」等と呼ばれ、粉末、錠剤として密売されています。メチロンは、2004年頃オランダで登場したデザイナーズドラッグで、「Explosion」と呼ばれ、室内消臭剤として密売されていました。規制に引っ掛からないようにラベルには「決して飲み込まないこと」との注意が記載されていたとされています。メチロンは、MDMAと同様の中枢神経刺激・興奮作用をもち、精神依存を形成する可能性が高い薬物です。

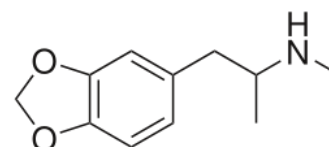
脳の神経細胞に対しては、メチロン単独ではそれほど顕著な細胞毒性は示さないのですが、覚せい剤やMDMAとの併用により、細胞毒性及びアポトーシスが相乗的に増強されることが確認されています。

平成19年1月に「麻薬及び向精神薬取締法」の麻薬に指定され輸入、輸出、譲渡、譲受、所持、施用等が規制されています。

図 メチロン



図(参考)MDMA



【参考】鎮咳薬(ブロン)の乱用

1980年代に一般に市販されている鎮咳薬、中でも「ブロン」を中心とした乱用みられるようになり、幻覚妄想状態を呈した症例や気分(感情)障害を呈した症例が報告されました。

乱用された鎮咳薬は、基本的に、ジヒドロコデイン、メチルエフェドリン、クロルフェニラミン、カフェインの混合薬です。

乱用・依存の症状として幻覚妄想状態を引き起こすのはメチルエフェドリンが、感情障害を引き起こすのはコデインが疑われました。同時にそれぞれに対するカフェインの相互作用も疑われましたが、その後の研究において、クロルフェニラミンがドーパミン系神経を介してジヒドロコデインの報酬効果を著明に増強し、依存性を高めることが分かりました。

混合薬の場合は、個々の薬では認められなかった症状が、相互作用により現れたり、作用が著しく増強されたりするので、注意が必要となります。

11. シンナー等有機溶剤

Q47. シンナーとは…?

A：シンナーとは、塗料を薄めるために使用される有機溶剤の総称で、主たる成分はトルエンです。シンナー等有機溶剤は、「毒物及び劇物取締法」で不正な目的での摂取・吸入や所持が規制されています。

日本では、有機溶剤の乱用を一般に「シンナー遊び」と呼んでいます。世界的には、接着剤吸引(glue sniffing)、溶剤乱用(solvent abuse)、揮発性物質乱用(volatile substance abuse)、吸入剤乱用(inhalant abuse)などと呼ばれています。

表 有機溶剤含有製品と主な成分

製品名	平均構成成分数	主な成分
シンナー	3.7	トルエン、酢酸エチル、キシレン、メタノール、石油系溶剤、など
洗浄剤	1.4	トリクロロエチレン、メタノール、石油系溶剤、など
塗料	5.8	トルエン、キシレン、メチルエチルケトン、酢酸エチル、イソプロピルアルコール、など
インキ	2.8	トルエン、キシレン、イソプロピルアルコール、メタノール、メチルエチルケトン、など
接着剤	3.7	トルエン、ノルマルヘキサン、メチルエチルケトン、メタノール、アセトン、酢酸エチル、など

Q48. シンナー等有機溶剤を乱用すると、どうなるのですか…?

A：シンナー等有機溶剤を乱用すると、神経が抑制されてぼんやりとし、酒に酔ったような感じとなります。さらに乱用を続けると、集中力、判断力が低下し、何ごとにも無気力になるほか、幻覚や妄想などの症状が現れてきます。また、心身に与えるダメージも大きく、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、生殖器等各種臓器に障害が現れます。

特に恐ろしいのは、乱用によって脳が委縮し、一度破壊された脳の動きは、たとえ乱用を止めても決して元には戻らないことです。この脳の委縮は、脳細胞の脂質が有機溶剤で溶かされてしまうことにより起こると考えられています。

さらに、大量に吸入した場合には、呼吸中枢が麻痺するなどして、窒息死することもあります。

- * 乱用方法は、通常ビニール袋にシンナーを少量入れ、ビニール袋を空気で膨らませて気化したものを吸入します。
この方法がビニール袋に入ったあんぱんを食べる姿と似ていることから、シンナー遊びの隠語を「あんぱん」といいます。
また、トルエン単体を俗に「純トロ」と言われます。
- * トルエン乱用による害の中で特徴的なのは、急性中毒症状が「快」と感じられることが多いことです。例えば、酩酊状態、麻酔状態、知覚異常(幻覚・幻聴・体感異常など)、夢想症など。

12. 違法ドラッグ

Q49. 違法ドラッグとは…?

A：違法ドラッグとは、麻薬、覚せい剤等と同様に多幸感、快感等を高める、幻覚作用、催眠作用等があるとして使用されるもので、「合法ドラッグ」、「脱法ドラッグ」等と称して販売されていたものです。平成 19 年 4 月から、薬事法の「指定薬物」として規制対象となりました。

【薬事法指定薬物】

- ①中枢神経系の興奮、抑制、幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む)を有する蓋然性が高い
- ②人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある
- ③大麻、覚せい剤、麻薬取締法等で規制されていないもの

上記①から③をすべて満たすもので、厚生労働大臣が指定するもの(但し、医療、産業等(医療等の用途)の用途に使用される場合は除く)。

指定薬物は、製造、輸入、販売、広告等が禁止されています。

指定薬物は、依存性や有害性が完全には証明されていないだけで、麻薬と同じ危険性があると考えられています。薬事法の改正により、麻薬と同様の依存性等が疑われた段階で販売等が規制できるようになりました。平成 25 年 3 月からは、指定薬物の包括指定が始まり、個別に指定されなくても同様の作用があるものは規制の対象となりました。

Q50. 違法ドラッグにはどんなものがありますか…?

A：違法ドラッグは、いわゆる「脱法ドラッグ」と呼ばれていました。もともと既存の物質の化学構造を一部変更するなどして、規制をのがれるためにつくられたものですが、平成 19 年 4 月に施行となった改正薬事法により指定薬物として規制されることとなり、「違法ドラッグ」と総称されるようになりました。

【薬事法第 2 条第 1 4 項に規定される指定薬物】(平成 25 年 4 月現在)

No	指定薬物名称	指定日
1	亜硝酸イソブチル (通称：RUSH)	平成 19 年 2 月 28 日
2	亜硝酸イソプロピル	平成 19 年 2 月 28 日
3	亜硝酸イソペンチル (通称：亜硝酸イソアミル)	平成 19 年 2 月 28 日
4	亜硝酸三級ブチル	平成 19 年 2 月 28 日
5	亜硝酸シクロヘキシル	平成 19 年 2 月 28 日
6	亜硝酸ブチル	平成 19 年 2 月 28 日
7	4-アセトキシ-N・N-ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類 (通称：4-AcO-DIPT)	平成 19 年 2 月 28 日
8	N-(1-アダマンチル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類 (通称：APINACA N-(5-fluoropentyl)誘導体)	平成 25 年 4 月 30 日
9	N-(1-アダマンチル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類 (通称：APICA N-(5-fluoropentyl)誘導体、STS-135)	平成 25 年 4 月 30 日
10	N-(1-アダマンチル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類 (通称：APINACA)	平成 24 年 6 月 1 日
11	1-アダマンチル(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタン 及びその塩類 (通称：AB-001)	平成 25 年 4 月 30 日
12	N-(1-アダマンチル)-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類 (通称：APICA)	平成 24 年 6 月 1 日
13	1-アダマンチル(1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル)メタン及びその塩類 (通称：AM1248)	平成 25 年 4 月 30 日
14	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキシブタン-2-イル)-1-(4-フルオロペンシル-3-カルボキサミド)及びその塩類 (通称：ADB-FUBINACA)	平成 25 年 4 月 30 日
15	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキシブタン-2-イル)-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類 (通称：ADBICA)	平成 25 年 4 月 30 日

薬物乱用防止啓発事業 指導者用資料集

No	指定薬物名称	指定日
16	N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソプタン-2-イル)-1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類 (通称：AB-FUBINACA)	平成 24 年 12 月 17 日
17	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソプタン-2-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類 (通称：AB-PINACA)	平成 25 年 4 月 30 日
18	1-(4-イソプロピルスルファニル-2,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類 (通称：ALEPH-4)	平成 23 年 4 月 14 日
19	N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン及びその塩類 (通称：MIPT)	平成 19 年 2 月 28 日
20	N-イソプロピル-5-メトキシ-N-メチルトリプタミン及びその塩類 (通称：5-MeO-MIPT)	平成 19 年 2 月 28 日
21	インダン-2-アミン及びその塩類	平成 19 年 12 月 12 日
22	1-(1H-インドール-5-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類 (通称：5-API)	平成 24 年 12 月 17 日
23	2-(エチルアミン)-1-フェニルブタン-1-オン及びその塩類 (通称：NEB)	平成 25 年 4 月 30 日
24	2-(エチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類 (通称：4-Methylethcathinone)	平成 23 年 9 月 20 日
25	2-エチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類 (通称：bk-MDEA)	平成 19 年 12 月 12 日
26	2-(エチルアミノ)-2-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類 (通称：Methoxetamine)	平成 24 年 6 月 1 日
27	N-エチル-N-イソプロピル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類 (通称：5-MeO-EIPT)	平成 20 年 12 月 17 日
28	2-(4-エチル-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類 (通称：2C-E)	平成 19 年 2 月 28 日
29	1-(4-エチルスルファニル-2,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類 (通称：ALEPH)	平成 20 年 12 月 17 日
30	1-(4-エチルフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オンお詫びその塩類 (通称：4-Ethylmethcathinone)	平成 24 年 12 月 17 日
31	N-エチル-N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]プロパン-1-アミン及びその塩類 (通称：5-MeO-EPT)	平成 23 年 4 月 14 日
32	キノリン-8-イル=1-ペンチル(1H-インドール)-3-カルボキサミド及びその塩類 (通称：QUPIC, PB-22)	平成 25 年 4 月 14 日
33	2-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類 (通称：2C-C)	平成 19 年 2 月 28 日
34	1-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類 (通称：DOC)	平成 20 年 12 月 17 日
35	2-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類 (通称：2C-C-NBPMe)	平成 24 年 12 月 17 日
36	2-(2-クロロフェニル)-1-(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)エタンアミン及びその塩類 (通称：JWH-203)	平成 23 年 9 月 20 日
37	サルピノリン A	平成 19 年 2 月 28 日
38	N・N-ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類 (通称：DIPT)	平成 19 年 2 月 28 日
39	N,N-ジエチル-4-ヒドロキシトリプタミン及びその塩類 (通称：4-OH DET)	平成 25 年 4 月 30 日
40	N,N-ジエチル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類 (通称：5-MeO-DET)	平成 19 年 2 月 28 日
41	1-(2,3-ジクロロフェニル)ピペラジン美その塩類 (通称：2,3-DCPP)	平成 25 年 4 月 30 日
42	ジフェニル(ピロリジン-2-イル)メタノール及びその塩類 (通称：Diphenylprolinol)	平成 21 年 10 月 21 日
43	2-(ジフェニルメチル)ピロリジン及びその塩類 (通称：Desoxy-D2PM)	平成 25 年 4 月 30 日
44	N,N-ジプロピルトリプタミン及びその塩類 (通称：DPT)	平成 19 年 2 月 28 日
45	2-(ジメチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)ブタン-1-オン及びその塩類 (通称：4-Methyl-N-methylbuphedrone)	平成 25 年 4 月 30 日
46	2-(ジメチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類 (通称：bk-MDDMA)	平成 25 年 4 月 30 日
47	1-(2,5-ジメトキシ-4-ニトロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類 (通称：DON)	平成 22 年 8 月 25 日
48	(2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類 (通称：UR-144)	平成 24 年 10 月 17 日
49	2-(2,4,5-トリクロロ-3,6-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類 (通称：2C-C-3)	平成 22 年 8 月 25 日

薬物乱用防止啓発事業 指導者用資料集

No	指定薬物名称	指定日
50	1-(2・4・6-トリメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類(通称:TMA-6)	平成 19 年 2 月 28 日
51	1-(ナフタレン-2-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類 (通称:Naphyrone)	平成 23 年 9 月 20 日
52	ナフタレン-1-イル[4-(ペンチルオキシ)ナフタレン-1-イル]メタノン及びその塩類 (通称:CB-13)	平成 24 年 6 月 1 日
53	ナフタレン-1-イル(1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル)メタノン及びその塩類 (通称:JWH-030)	平成 25 年 4 月 30 日
54	4-ヒドロキシ-N・N-ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類(通称:4-OH-DIPT)	平成 19 年 2 月 28 日
55	(1RS・3RS)-3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチルオクタン-2-イル)フェニル]シクロヘキサ ン-1-オール及びその塩類(通称:CP-47, 497)	平成 21 年 10 月 21 日
56	2-(ピロリジン-1-イル)-1-(チオフェン-2-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類 (通称: α -PVT)	平成 25 年 4 月 30 日
57	2-フェニル-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸エチルエステル及びその塩類 (通称:Ethylphenidate)	平成 24 年 12 月 17 日
58	2-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ブタン-1-オン及びその塩類(通称: α -PBP)	平成 25 年 4 月 30 日
59	1-(4-フルオロフェニル)ピペラジン及びその塩類(通称:4FPP)	平成 21 年 10 月 21 日
60	1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類(通称:4FMP)	平成 19 年 2 月 28 日
61	[5-(2-フルオロフェニル)-1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル](ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類(通称:JWH-307)	平成 25 年 4 月 30 日
62	1-(3-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類 (通称:3-Fluoromethcathinone)	平成 23 年 4 月 14 日
63	1-(4-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類 (通称:4-Fluoromethcathinone)	平成 23 年 9 月 20 日
64	1-(2-フルオロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類 (通称:N-Methyl-2-FMP)	平成 22 年 8 月 25 日
65	1-(4-フルオロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類 (通称:N-Methyl-4-FMP, 4-Fluoromethamphetamine)	平成 20 年 12 月 17 日
66	[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](2,2,3,3-テトラメチルシクロ ロパン-1-イル)メタノン及びその塩類(通称:XLR-11)	平成 24 年 10 月 17 日
67	[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](ピリジン-3-イル)メタノン 及びその塩類(通称:5-Fluoropentyl-3-pyridinoylindole)	平成 25 年 4 月 30 日
68	[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](2-ヨードフェニル)メタノン及 びその塩類(通称:AM694)	平成 23 年 9 月 20 日
69	1-(4-ブロモフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類 (通称:Bephedrone, 4-Bromomethcathinone)	平成 25 年 4 月 30 日
70	2-ベンジルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン 及びその塩類(通称:BMDP)	平成 24 年 10 月 17 日
71	1-ベンジル-4-メチルピペラジン及びその塩類(通称:MBZP)	平成 19 年 2 月 28 日
72	1-(ベンゾフラン-6-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類(通称:6-APB)	平成 24 年 12 月 17 日
73	2-(メチルアミノ)-1-(3,4-ジメチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類 (通称:3,4-Dimethylmethcathinone)	平成 24 年 6 月 1 日
74	2-メチルアミノ-1-(チオフェン-2-イル)プロパン及びその塩類 (通称:Methiopropamine)	平成 25 年 4 月 30 日
75	2-(メチルアミノ)-1-フェニルブタン-1-オン及びその塩類(通称:Buphedrone)	平成 24 年 10 月 17 日
76	2-(メチルアミノ)-1-フェニルペンタン-1-オン及びその塩類(通称:Pentedrone)	平成 25 年 4 月 30 日
77	2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)ブタン-1-オン及びその塩類 (通称:4-Methylbuphedrone)	平成 25 年 4 月 30 日
78	2-メチルアミノ-1-(3・4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-1-オン及びその塩類 (通称:bk-MBDB)	平成 19 年 12 月 12 日
79	2-(メチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ペンタン-1-オン 及びその塩類(通称:Pentylone)	平成 25 年 4 月 30 日
80	{1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}(ナフタレン-1- イル)メタノン及びその塩類(通称:AM1220)	平成 24 年 6 月 1 日
81	1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)プロパン-1-オン及びその塩類 (通称:デスエチルピロバロン、4-MePPP)	平成 24 年 10 月 17 日
82	1-(4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類 (通称:4-Methylamphetamin)	平成 24 年 10 月 17 日

薬物乱用防止啓発事業 指導者用資料集

No	指定薬物名称	指 定 日
83	2-(2-メチルフェニル)-1-(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)エタン-1-オン及びその塩類 (通称：JWH-251)	平成 23 年 4 月 14 日
84	N-メチル-4-(3・4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-2-アミン及びその塩類 (通称：HMDMA)	平成 19 年 2 月 28 日
85	5,6-メチレンジオキシインダン-2-アミン及びその塩類 (通称：MDAI)	平成 25 年 4 月 30 日
86	1-(3・4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ブタン-1-オン 及びその塩類 (通称：MDPBP)	平成 24 年 10 月 17 日
87	1-(3・4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-2-アミン及びその塩類 (通称：BDB)	平成 19 年 2 月 28 日
88	1-(3・4-メチレンジオキシベンジル)ピペラジン及びその塩類 (通称：MDBP)	平成 19 年 12 月 12 日
89	1-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類 (通称：5-MeO-AMT)	平成 19 年 2 月 28 日
90	5-メトキシ-N・N-ジプロピルトリブタン及びその塩類 (通称：5-MeO-DPT)	平成 19 年 2 月 28 日
91	5-メトキシ-N・N-ジメチルトリブタミン及びその塩類 (通称：5-MeO-DMT)	平成 19 年 2 月 28 日
92	1-(4-メトキシフェニル)-2-(ジメチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類 (通称：4-Methoxy-N,N-dimethylcathinone、N-Methylmethedrone)	平成 25 年 4 月 30 日
93	1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン及びその塩類 (通称：4MPP)	平成 19 年 2 月 28 日
94	2-(2-メトキシフェニル)-1-(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)エタノン 及びその塩類 (通称：JWH-250)	平成 22 年 8 月 25 日
95	(2-メトキシフェニル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類 (通称：RCS-4 オルト異性体)	平成 24 年 10 月 17 日
96	(4-メトキシフェニル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類 (通称：RCS-4)	平成 23 年 9 月 20 日
97	1-(4-メトキシフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類 (通称：4-Methoxymethcathinone)	平成 23 年 4 月 14 日
98	2-(2-メトキシフェニル)-1-[[1-(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-イン ドール-3-イル]エタン及びその塩類 (通称：Cannabipiperidiethanone)	平成 24 年 6 月 1 日
99	1-(2-メトキシ-4・5-メチレンジオキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類 (通称：MMDA-2)	平成 19 年 2 月 28 日
100	[1-(2-モルフォリノエチル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン 及びその塩類 (通称：JWH-200)	平成 23 年 4 月 14 日
101	5-ヨードインダン-2-アミン及びその塩類 (通称：5-IAI)	平成 24 年 12 月 17 日
102	1-(4-ヨード-2・5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類 (通称：DOI)	平成 19 年 12 月 12 日
103	2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及び その塩類 (通称：25I-NBOMe)	平成 24 年 10 月 17 日
104	(2-ヨード-5-ニトロフェニル){1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-イン ドール-3-イル}メタノン及びその塩類 (通称：AM1241)	平成 25 年 4 月 30 日
105	(2-ヨードフェニル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類 (通称：AM679)	平成 24 年 10 月 17 日
106	(2-ヨードフェニル){1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3 -イル}メタノン及びその塩類 (通称：AM2233)	平成 24 年 6 月 1 日
107	(1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノンを有する物質群	平成 25 年 2 月 20 日
108	(2-メチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノンを含有する物質群	平成 25 年 2 月 20 日
109	上記に掲げる物のいずれかを含有する物。ただし、サルビア ディピノラム(直ちに人の の身体に使用可能な形状のものに限る。)以外の植物を除く。	平成 19 年 2 月 28 日

X 最近の新聞記事から

最近の新聞記事スクラップの見出しリストを岩手県薬剤師会ホームページ(薬物乱用防止啓発事業のページ)に掲載しています。

スクラップ資料は、くすりの情報センターで保管しています。ご利用ください。

XI 資料の申込みについて

薬物乱用防止啓発活動に利用可能なパンフレットや視聴覚資料のリストを岩手県薬剤師会ホームページ(薬物乱用防止啓発事業のページ)に掲載しています。

資料は、くすりの情報センターで管理しています。閲覧可能です。

また、資料の利用に際しては、ホームページの利用申込書をダウンロードして、必要事項を記入しファックスでくすりの情報センター(019-653-4592)に申し込んでください。

【アクセス方法】 県薬ホームページ <http://www.iwayaku.or.jp>

☞ 会員のページ(パナ-ジ 右側のパナ-)

ID(ユザ-名):iwayaku Pw(パスワード):ipa2210

☞ 薬物乱用防止講座(パナ-ジ 左側のパナ-)

☞ 薬物乱用防止啓発事業